

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年3月19日仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により、事業者から変更届出書及び変更後の開発事業計画書の提出があった下記の開発事業について、条例第21条第2項の規定により条例第16条の規定を適用し、同条第1項に規定する変更後の開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和6年10月18日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 学校法人宮城学院 理事長 佐々木 哲夫
住所 仙台市青葉区桜ヶ丘九丁目1番1号
名称 宮城学院上谷刈グラウンド整備事業
種別 区画形質の変更、工作物の新築
目的 宮城学院の学生が利用する駐車場、グラウンドを整備するため。
内容 現況が水田である土地の区域内において、面積約3haの土地を造成し、約1.9haのグラウンド（駐車場含む）を設ける。
位置 宮城県仙台市泉区上谷刈中沢6-3 外35筆
面積 約3.0ha

2 意見の内容

変更後の開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第8条第1項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

したがって、条例第17条第1項に規定する書面の提出を要しない。